

令和 4 年 3 月 11 日

各部局等の長 殿

新型コロナウイルス感染症対策本部長

寶 金 清 博

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための海外渡航及び  
日本への入国の制限について（通知）

現在、我が国における水際対策として、国内への感染者の流入及び国内での感染拡大を防止する観点から、入国制限、渡航中止勧告、帰国者のチェック・健康観察等の検疫の強化、査証の制限等の措置が実施されているところです。

本学においても、これらの措置を踏まえて、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための海外渡航及び日本への入国の制限について、別紙のとおり定めますので、貴部局等の教職員及び学生に周知いただくとともに、適切に対応くださるようお願いいたします。

なお、「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための海外渡航及び日本への入国の制限について（令和3年5月27日北海道大学新型コロナウイルス感染症対策本部長通知）」は廃止します。

## 1. 海外渡航について

外務省により発出される感染症危険情報に基づき、感染症危険レベル2以上に指定されている国や地域への渡航は原則として不可とする。外務省が示す感染症危険情報の4段階の 카테고리は以下のとおりである。

### ○感染症危険レベル

- ・レベル1：十分注意してください。
- ・レベル2：不要不急の渡航は止めてください。
- ・レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）
- ・レベル4：退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）

※1 教職員に係るレベル2に指定されている国・地域への渡航について、業務上やむを得ない必要性が認められ、渡航後および日本帰国後の自宅・宿泊施設等における隔離、待機による業務上の支障がないと所属部局長等が判断する場合は、この限りではない。

※2 教職員に係るレベル3に指定されている国・地域への渡航について、外務省から渡航中止勧告が出ているにも関わらず、敢えて渡航すべき特段の理由があると所属部局長等が判断する場合は、この限りではない。

ただし、渡航の許可に際しては、渡航先の感染状況等を踏まえ、業務実施計画、安全確保の方策、保険等の加入状況等を確認し、渡航者本人にリスクを十分に理解させた上で慎重に判断すること。また、渡航の許可を行った場合は、本学新型コロナウイルス感染症対策本部へ以下の書類を提出すること。（提出先：総務企画部総務課リスクマネジメント担当 [r-mgmt@general.hokudai.ac.jp](mailto:r-mgmt@general.hokudai.ac.jp)）

#### ①渡航理由書（様式自由）

原則渡航不可にも関わらず、業務上、当該地域へ渡航しなければならない理由や渡航時期を変更できない理由等について記載すること。

#### ②旅行命令伺の写し（決裁後のもの）

※3 学生の海外派遣に係る取扱いの詳細については、令和4年3月10日付け「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う学生の海外派遣及び外国人留学生受入れにおける対応について（通知）（第6版）」を参照すること。

※4 外務省の感染症危険情報については、外務省海外安全HP「新型コロナウイルス感染症に関する緊急情報」で最新の情報を確認すること。

[\(https://www.anzen.mofa.go.jp/\)](https://www.anzen.mofa.go.jp/)

## 2. 海外からの日本への入国について

令和4年2月24日付「水際対策強化に係る新たな措置(27)」(厚生労働省発出)に基づき、本年3月1日から、新規入国を申請する外国人については、日本国内に所在する受入責任者(入国者を雇用又は入国者を事業・興行のために招へいする企業・団体等)が、入国者健康確認システム(ERFS)における所定の申請を完了した場合、「特段の事情」があるものとして、新規入国を原則として認めることとなりました。

- (1) 商用・就労等の目的の短期間の滞在(3月以下)の新規入国
- (2) 長期間の滞在の新規入国

※ 観光目的は認められません

また、入国に伴う待機期間及び待機場所については、7日間待機を原則としたうえで、「3日待機指定国」からの入国か否か、条件を満たした有効な新型コロナワクチン接種証明書を所持しているか否かによって、入国後の待機期間及び待機場所が以下のとおり変更されることとなりました。

	有効なワクチン接種証明書の有無	入国後の待機期間
指定国・地域	なし	3日間検疫施設待機(+施設検査陰性)
	あり	3日間自宅等待機+自主検査陰性
非指定国・地域	なし	(検査を受けない場合は7日間待機)
	あり	待機なし

※1 日本入国時の検疫手続に必要な証明書など、水際対策に係る新たな措置の詳細については、厚生労働省ホームページ「水際対策に係る新たな措置について」を確認すること。

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html))

※2 入国拒否対象地域については、出入国在留管理庁HP「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否等について」を確認すること。

([http://www.moj.go.jp/isa/hisho06\\_00099.html](http://www.moj.go.jp/isa/hisho06_00099.html))

※3 検疫の強化対象地域については、現在、すべての国・地域が対象となっているが、厚生労働省HP「水際対策の抜本的強化に関するQ&A」を確認すること。

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19\\_qa\\_kanrenkigyuu\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html))

※4 査証制限対象地域については、外務省HP「海外渡航・滞在」の「5お知らせ」より確認すること。( <https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/index.html> )

※5 外国人留学生の受入れについては、令和4年3月10日付け「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う学生の海外派遣及び外国人留学生受入れにおける対応について（通知）（第6版）」を参照すること。